

THE AMERICAS TODAY



天理大学アメリカス学会ニューズレター

NO. 83

2020年11月

Special to the Newsletter

アメリカ合衆国の言語サービス

角 知行

言語サービスというテーマ

私は2016年に天理大学を退職し、「在野研究者」のひとりになった。退職すれば研究費はなくなるし発表媒体は減るし、どうなるのかと心配した。しかし、研究に割ける時間はふえた。近くには大きな図書館もある。ネットでさまざまな資料が探索できる時代になったのもありがたい。多少の不便はあるものの、健康と体力を維持すれば、なんとか研究生活は続けていけるものである。

『アメリカス研究』には、2018年（第23号）に「米国の投票権法（1975年修正）について—なぜバイリンガル投票制度が実現したのか」という論文を発表させてもらった。メキシコ系アメリカ人とプエルトリコ出身者の運動によって、投票権法にバイリンガル条項が追加されるプロセスをのべたものである。その前後にも、アメリカの行政や医療における言語サービスに関する論文を何本か執筆した。これまで関わりのなかったアメリカをなぜ研究対象にしたのか、それには次のような事情がある。

かねてより私は、日本語の情報環境から疎外されている言語少数者に関心があった。日本でもくらす在留外国人もそのひとつ。母語の会話・識字能力はあるにしても、日本語能力は千差万別であり、日本の行政や医療のサービスを十分に享受できない人もいる。彼らの言語アクセスを保障するためには、日本語教育とともに、母語や平易な日本語による言語サービスが必要になる。外国人人口の増加が著しい日本で、これは政策課題のひとつといつてよい。

近年、各地の自治体が、行政情報を多言語化したり〈やさしい日本語〉にしたりするようになってきた。一部の病院では、外国人患者むけの通訳翻訳サービスもおこなわれている。これらは情報保障を果たそうとする努力だと評価できる。しかし、まだ部分的であり試行的である。言語サービスを法律や規則として法制化している自治体はほとんどない。行政の善意を信じるにしても、真にニーズに対応できているのか疑問がのこる。そうしたなか、移民を多くかかえるアメリカでは言語少数者にむけた言語サービスが活発に展開されていることを知り、これを研究対象にしたのである。

アメリカの言語サービスの特徴

アメリカの事例を調べるなかで、印象に残った点が3点ある。

第1は、広範な分野で言語サービスが浸透していること。医療を例にとると、アメリカの病院の9割以上は、英語以外の少数言語によるサービスの方針を策定している。電話やテレビ電話による通訳サービスがあるのは9割、バイリンガルの医療スタッフが在職しているのは8割をこえる（もちろん、中小の病院にはこうしたサービスを欠く所も多いが）。ほかにも行政、司法、選挙から、求職、入居、食料品チケット（フードスタンプ）、運転免許にいたるまで、言語サービスの広がりには目をみはるものがある。

第2は、バックアップする各種の法律が制定されていること。連邦政府に確固とした言語政策はない。しかし、個別的な法、大統領令、大統領覚書、行政機関規則などに言語サービスを規定した法律がいくつもみられる。たとえば医療における言語サービスの拡大を促したのは、クリントンによる大統領令13166である。これは、連邦政府からの資金提供をうけている機関に言語少数者のためのガイドライン作成を指導することを各省庁に要請する。保健福祉省は、ガイダンスと基準を策定して、医療機関に言語サービスの実施を要求した。これが医療機関に翻訳通訳サービスを広げるひとつの契機になったのである。

あるいは、〈やさしい日本語〉の英語版というべき〈やさしい英語〉(plain English)についても、オバマ政権時に「やさしい作文法2010 (Plain Writing Act of 2010)」が成立している。同法は、各省庁の公文書や刊行物等に〈やさしい英語〉の使用をもとめる。省庁間で差があるものの、職員研修会の開催、文書の平易化といった成果があがっている。英語能力が十分でない人たちにとって、これは役立っていることであろう。

第3は、法制化の起点として草の根運動がみられるということ。地方に目をやると、2000年にカリフォルニア州サンフランシスコで言語アクセス条例が成立した。この条例は、一定の人口をこえる言語少数者に対して、あらゆる部局での言語サービスの提供を指示する。重要な文書の翻訳、バイリンガル職員の採用と配置、多言語による電話サービス、不平申立への対応などがさだめられている。

条例の成立を主導したのは、CAA (Chinese for Affirmative Action= 積極的差別撤廃をもとめる中国人協会) という NPO である。中国系を中心とするアジア・太平洋系移民の支援活動をおこなうなかで、彼らが行政情報の利用や作成に苦勞していることを知った。そして、その改善をもとめるアドボカシー (権利擁護) 活動をはじめ、市議会へのロビイング活動によって、上記の条例制定を実現したのである。さらには、行政との協働 (collaboration) によって、事業への参画、条例の監視もおこなっている。言語サービスの政策化の起点には、少数民族団体、NPO、法律家グループなど、いろいろな運動団体がみられる。

同時に、そうした運動をうけとめる政党が機能してきた。上でクリントンとオバマの名前が登場したが、言語サービス政策を主として推進してきたのは民主党である。アメリカの移民人

口は世界で最大である。また帰化する割合もたかく、多数の移民が政治勢力化する政治構造がある。こうした移民を政策化する政党が存在したことが大きな意味をもった。

多言語社会アメリカ

言語サービスの展開は、アメリカの多言語社会化を推進している。実際、バイリンガル教育とともに多言語サービスは、市民の過半数の支持をえるようになった。しかし、カナダやオーストラリアのような多言語政策を規定した包括的な法律は、まだない。財政的支援は十分でなく、各種の政策は、州、自治体、機関、NPO 等に実行が丸なげされている。その結果、地域、分野、所得などによる格差が大きい。かつてオバマ大統領は、就任演説でアメリカの多文化・多民族社会の特徴を「パッチワーク」と表現した。多言語社会についても同じ特徴がみてとれる。それは強みでもあり、弱みでもある。

一方、アメリカではトランプに代表される白人ナショナリズムがいまも健在である。言語政策についても、U.S. イングリッシュ、プロイングリッシュなどが有名だが、移民の増加や他言語の流通による英語の地位の低下を懸念して英語の公用語化をもとめる運動団体がある。運動は成果をおさめ、連邦では実現していないものの、32 州においては英語を公用語とする法律や宣言が成立している。これらの団体のサイトをみると、言語サービスは、英語の地位をおびやかすとともに、余計な費用負担を発生させるとして批判的になっている。「(言語サービスの実施を求める) クリントンの大統領令 13166 の撤廃を」というページもある。

多文化主義をおしすすめようとする「差異の政治」派と、アメリカの伝統を擁護しようとする保守派との対立は、文化戦争にたとえられる。言語も争点のひとつである。言語サービスを旗幟にかかげる運動団体が、これをどのように戦っていくのか、アメリカの政治潮流の動向とともに、注目していきたい。

在留外国人がふえ、「隠れた移民大国」とまでいわれる現在の日本にとっても、言語サービスをめぐるアメリカの運動や政策は、貴重な教材を提供してくれる。私は、まだ手をつけていない分野があり新たな課題もみえてきたこのテーマを、あとしばらく追究していくつもりである。また、いろいろとご教示をお願いしたい。

付記

アメリカの言語サービスに関連して、加筆訂正した既発表論文に書きおろしを追加した本を、この9月に刊行した。興味をお持ちの向きは、参照いただければ幸いである。

角知行『移民大国アメリカの言語サービス—多言語と〈やさしい英語〉をめぐる運動と政策』(明石書店)

(すみ・ともゆき／天理大学名誉教授)

Scenery

文学の中のアメリカ生活誌 (74)

新井 正一郎

The Cholera Years (コレラの時代) 19世紀のアメリカ人を苦しめた感染症は主に天然痘、白いペストと呼ばれた肺結核、黄熱病、それにコレラである。アジアで発生した新しい病気であるコレラは、1832年にニューヨークで初めて発生し、1866年に再発し、その後フィラデルフィア、ボルチモア、ボストンと早い速度で広まった。当時の医学は占星術や魔術に似ていて、完治には役立たず、エジンバラ大学やハーバード大学を卒業した医者もこの病には歯がたたなかった。もちろん有効な治療もなかった。それでもコレラの多くの感染者がでるのは常に、経済的チャンス求めて人口が殺到したニューヨークのファイブ・ポインツという密集した、不衛生で、貧しい地区で暮らす移民層だったことから、大衆はこの恐ろしさについては熟知していた。コレラに感染した人たちは、最初は気分が悪いだけだったが、それは見せかけの無症状ですぐに下痢と脱水症状に悩まされ、手足は氷のように冷たくなるのだった。その後数時間で死亡する人も多くいた。この疫病が最初にニューヨークを襲った時、2ヶ月間に2,500人が亡くなり、市の経済と社会生活にも大きな影響を与えた。商人は事業を止め、裕福な階級は不潔な環境に囲まれた都市で暮らすことに脅威を感じ、自宅を離れ、静かな田舎に引っ越した。この時代のニューヨークはゴミのための町であった。街路には動物の糞や幾層にも重なったゴミの山や噛みタバコのつばの悪臭が漂っていた。こうした場所は、清掃請負人によってきれいにされた。

詩人ウォルト・ホイットマンはジャーナリズム時代のエッセイ「ブロードウェイ」のなかで、こう述べている。「夕食後には劇場やコンサートへ急ぐ観光客の群れで少し活気を取り戻すが、その後途切れ、最後に通りにいるのは、けばけばしく着飾った売春婦、街角でののしりあう無頼漢、それに受持ち地区を巡回する警官、真夜中を少し過ぎると、清掃人が現れ、大きな樺の木の箒で路上にあふれたゴミを通りの両側に掃き集め、それを清掃車が捨てにいった」。しかし、ニューヨークで毎夜清掃されるのは大通りにかぎられていた。街並みの殆どは貧しい労働者が飼っていた豚や山羊によって始末されていた。1842年に夫人と共にアメリカを訪れたイギリスの作家ディケンズは『アメリカ覚え書き』のなかでこうつぶっている。「共和主義者のニューヨークの豚は自分の好きなところに行き、同等の立場でつきあっている。というのは、豚が現れると、みんな道をあけるからだ」。もっとも汚れているのは大通りだけでなかった。ゴミを投げ捨てる市民もまたゴミ以上に汚れていた。当時のニューヨークには水道はあったが、排水路は19世紀末まで整備されていなかった。

こうした中、1840年代から50年代にかけて、コレラの予防策が現れた。提唱したのは衛生改

革者のニューヨークの医師シルベスター・グレアムだ。彼は天罰と考えられていたコレラを不衛生が原因でかかる病であると明言、予防するには、頻繁に入浴し、身体を動かし、特に人混を避け、清潔な家に住むことだと主張した。また住居を清潔に保つ法律を施行する保健警察の創設の法制化を提案した。同時代のウィリアム・オールコットや作家ハリエット・ビーチャー・ストウの妹キャサリン・ビーチャーも何よりも清潔が健康に良いと述べていた。彼らの考えは一般市民の心に響いた。南北戦争直前の1857年7月、フィラデルフィアで第1回検疫衛生会議が開かれ、州と自治体とが共同で衛生改革を行うことにした。当初市民は自らの健康が規制されることに反対したけれど、南北戦争の衛生環境の悪い戦地、戦後の拡大してゆく都市の死亡率の増加、コレラ再発の脅威、公共心ある市民の提案——これらは逆に多くの都市の住民に公衆衛生上の放任主義について疑問を抱かせるようになった。1866年2月、都市衛生法案が議会を通過すると、創設された健康評議会の必要な規則はなんでもつくるという強い態度のおかげで、ニューヨーク市民は1866年春にコレラがニューヨークを襲撃したときも、死者を600名におさえこめた（19世紀に合衆国を襲った他の伝染病は、数千人もの生命を奪った）。今や裕福な人も貧しい人も清潔の大切さと衛生には水が何よりも必要であることを知った。19世紀末までに都市では人命を守るため水を得ようと、水道だけでなく、排水路と排水溝がつくられた。

前記ホイットマンは、人と町の浄化という問題に取り組んだ作家でもある。仲の良かった弟ジェフが長じて水道技師になったこともあって、自己の信条（衛生論）を語る時、弟との議論から多くのことを学んだと思われる。故郷ブルックリンの汚物や鼻を刺すような臭いが充満している町を1846年5月21日の地方紙にこう記している。「我々の町は文字通り、品位を無視し、取れる所のすべての食物を豚に荒らされている。豚、犬、牛は通りから一掃すべきです。ブルックリンのような大きさのアメリカの都市のなかで、当地ほど通りの清潔と品位に注意を払わないところはありません」。当時のブルックリンにはまだ水道がなく、市民は地下水をポンプでくみ上げ飲用水に使っていた。それゆえ彼は汚物や汚水が地下に入り、良質な地下水が悪化することを心配し、市当局にこの時から40年後に実現する排水溝網の建設を強く要求している。別の地方紙に「捨てられた汚水と腐敗物（略）たえず補充されるこの老廃物のかたまりを考えてください。測りしれないほどのゴミが無数の細孔から土壤に浸透し、血管系の一部に入った少量の毒物と同じくらの確実さで周辺の地下水に入り、最後は体全体に入り込むのです」と書いている。詩的世界ではそうではない。例えば晩年の詩「マナハッタ」だ。作者は「潮流」、「丘」、「マスト」といった清浄なイメージを重ねて、ニューヨークを倫理的に高い都市に描いている。

（天理大学名誉教授・天理大学アメリカス学会元会長）

新刊案内

角知行『移民大国アメリカの言語サービス—多言語とくやさしい英語>をめぐる運動と政策—』、明石書店、2020年、239頁

山倉明弘

米国の官僚機構は1929年の世界恐慌への対策としてのニューディール政策、およびその後の第2次世界大戦の時期に大幅に拡大・強化されたことはよく知られているが、筆者によると、1977年～1981年のジミー・カーター政権の当時、「連邦政府の書類作成事務の増大はかねてより問題になって」おり、「とくに1970年になって、政府の肥大化とともに、各種申請、確定申告、国勢調査、社会保険などの書類作成の煩雑さに対する市民からの反発が高まっていた」（166～167頁）という。

筆者が取り組んでいるのは、「1960年代以降の言語サービスをめぐる運動と政策」（14頁）であり、研究対象の連邦政府、州政府、地方自治体の行政は複雑で多様であり、研究には大変な努力と忍耐が必要とされると思われる。巻末の「参考文献・参考サイト」には、筆者が参照したかなりの数の公的文書が、多数の二次文献と共に挙がっている。これらを検討した結果描かれている現代米国の行政サービスの諸相と問題点を一冊の本で読めるのは、米国研究者ばかりでなく、米国に関心を持つ多くの読者に非常に有益である。

本書は序章「言語サービスとは何か」に続き、第1部「多言語サービスについて」と第2部「くやさしい英語>サービスについて」を配した2部構成である。

序章では、LEP（限定的英語能力者）という言語サービスの対象者が説明されている。米国社会には、外国で生まれた人々が帰化市民を含めて4450万人いるが、彼らは英語能力に限界のある人が多く、序章を読むと彼らが置かれた厳しい状況と彼らに必要な言語サービスの内容が理解できる。

第1部第1章「多言語サービスをめぐる運動と政策」では、19世紀末から1920年代にかけての「アメリカ化運動」とそれに付随する英語重視の動きが、排除の手段として活用されたことが説明されている。入国資格や選挙資格の判

定に利用された識字テストがその代表例である（31～32頁、および第2章第2節）。第1章はまた、「多数の移民をうけいれながらも、国家的、総合的な移民政策を欠く一方、地域的、分野的移民支援が展開されている点にアメリカの特徴がある」（42頁）という重要な観察を行っている。1787年に制定された合衆国憲法は、連邦政府議会の権限を18項目列挙し（第1条第8節第1～18項）、列挙していない分野の権限に関しては州政府と人民に留保されるとしている（第10修正）が、それは州政府や地方政府が権限を持つ領域が広大であることを意味し、そのことが移民政策の実態にも反映されている。

また、さきほどの42頁の引用箇所は引き続き「それは新自由主義と多言語主義のひとつの統合様式」と説明しているが、これは重要で興味深い指摘である。本書の次の箇所に出てくるクリントン大統領が民主党中道左派で「市場原理の重視、財政均衡、福祉制度の見直し」（68頁）と「人権擁護に積極的」（69頁）である反面、「社会的弱者のための財政支出には否定的という二面性」（71頁）があり、「その政策においては、レーガンやブッシュ（父）の推進した新自由主義を継承した。（中略）行政改革についても『小さな政府』を志向するという共通性をもっていた」（170頁）という重要な指摘は、どんな思想を持っている大統領がどんな政策を実施するかを考察するときに参考になる。

第2章「投票権法（1975年修正）について—なぜバイリンガル投票制度が実現したのか—」の第2節は、英語の読み書き能力を投票権の否定の理由にしてはならないと規定した1965年投票権法の条項を紹介する（49頁）。その対象は、米国市民である2つの集団、プエルトリコ人と黒人である。前者の住むカリブ海のプエルトリコは、1898年の米西戦争の結果、アメリカがスペインから割譲を受け米国領土としたにもかかわらず、米国憲法が部分的にしか適用されていない。プエルトリコ人の米国市民権にしても、憲法第14修正に規定した市民権ではなく、議会が定めた立法上の市民権であり、本書にも説明してある通り、いくつかの制約（49頁）がある。彼らは黒人と同様に様々な差別に直面しており、これら2集団が投票権法の対象となったのは、こうした差別への対策である。

第3章「連邦政府における多言語サービス—クリントンの大統領令 13166 をめぐって—」と第4章「医療にみる通訳翻訳サービス—「中道左派」政策の成果と限界—」では、連邦政府の言語サービス政策を具体例を挙げて論じ、第5章「地方都市における多言語サービス—サンフランシスコの言語アクセス条例—」では、地方自治体の言語サービス政策を論じる。連邦制を採る米国では、国家政府たる連邦政府と州政府・地方政府が権限を分担する形で行政が行われているが、それが多言語サービスという具体的政策にどのように現れているかを読めるので興味深い。

第6章から第9章までと終章は、第Ⅱ部「<やさしい英語>サービスについて」を構成する。筆者によれば、「<やさしい英語>サービスとは、言語サービスに関連する英語の文章や会話を平易にすることである」(24頁)。その内容から、日本の英語教育に関心のある読者の興味を引くであろう。第6章「<やさしい英語>をめぐる運動と政策」では、法律文書の難解さを題材に、法律文書改革運動ではアメリカでもっともひろく受容されたアメリカ人ドルフ・フレッシュの「読みやすさ公式」(130頁)、「読みやすさ尺度」(131頁)、「<やさしい英語>ガイドライン」(131～132頁)、およびイギリス人マーティン・カツの「<やさしい英語>ガイドライン」(136頁)を紹介しており、英語教育者にも有益であろう。中でもフレッシュの「読みやすさ尺度」は、日本人にも身近な文章作成ソフトMS-Wordに文章校正ツールとしてくみこまれて(132頁)いるという。また、第6章は、消費者文書(133頁)と行政文書(134頁)の平易化に簡潔に触れているが、これらはそれぞれ、第7章「消費者文書をやさしく—企業と政府の取り組み—」と第8章「行政文書をやさしく—連邦政府のとりくみ—」で詳述されている。ある話題についてあらかじめ簡潔に紹介しておいて後に詳しく論じるやり方は、本書で何度か繰り返される特徴の一つである。それによって、複雑多岐にわたる現代アメリカの複雑な行政がある程度は理解しやすくなる。また、消費者文書の改善に見られる<やさしい英語>の限界が第7章第7節に、行政文書の改善に見られる<やさしい英語>の限界が第8章第6節にそれぞれ紹介されている。論理的構成のおか

げで内容が理解しやすい。

第9章は視野を広げて、同じ英語圏であるイギリスの事例について、また、最後の終章は「言語サービスと日本」を論じている。終章では、日本の言語サービス研究に今後必要とされる課題が挙げてあり、今後も精力的な研究が続くことを期待させる。

本書で論じている言語サービス政策や<やさしい英語>政策の対象は、非識字者・低識字者や限定的英語能力者である。このような人々に対して冷淡であり、特に「不法移民」に対して排外的な言動を繰り返している現・米国大統領の政策は気になるところであるが、本書での言及はわずかである。「不法移民」や非正規滞在者に冷淡である大統領は、皮肉なことに言語サービス政策や<やさしい英語>政策がめざす言語使用スタイルの一部を熱心に実践している。演説やツイートで使われる英語は、使用単語の音節が短く、難易度が低く、文が短い。まさに<やさしい英語>ガイドラインが推奨する英語である。

筆者は、第5章で、移民や難民、特に非正規滞在者を保護することを宣言した「避難都市」や「聖域都市」に言及しているので、今後このテーマを探求されるのであろう。この分野では、現大統領と彼を熱狂的に支持する人々の排外的熱量がすさまじいので、筆者による今後の研究が楽しみである。

巻末の「参考文献・参考サイト」には、本書で使用された研究書・研究論文と並んで数多くの行政文書が掲載しており、本書は貴重な労作であることが分かる。また、奥付の前のページには、目の不自由な方が盲訳・点訳するための本書のテキストデータをCDで提供を受けるための「テキストデータ引換券」がついており、有益な配慮である。筆者と出版社の真摯な姿勢が反映されている。

ところで、<やさしい英語>や、<やさしい言語>を使うことの重要性は本書で何度も強調されているにも関わらず、この新刊案内はそれをきちんと実践できたとは言えない。理想と現実の隔離はいつでも同じで、絶え間ない努力が求められることを理解したつもりなので、実践できていないことに対する反省と今後の努力の誓いで、この新刊案内の結びとする。

お知らせ

◇天理大学アメリカス学会は、きたる 11 月 28 日（土）13 時から天理大学研究棟 3 階第 1 会議室において、「第 2 5 回年次大会」を開催します。新型コロナウイルス感染症のリスクがあるため、恒例の懇親会は中止します。また、密をさけるために会場におけるリフレッシュメント・サービスも行いません。参加者は、飲物をご持参のうえ、マスク着用をお願いいたします。大会プログラム（仮）は以下のとおりです。

<総会>

開会挨拶 13:00 ~ 13:05

活動報告 13:05 ~ 13:15

会計報告 13:15 ~ 13:30

<年次大会>

開会挨拶 13:40

研究発表 1 山本享史 13:45 ~ 14:30

「米国の高校における外国語教育—ハワイ州立校の教科 World Languages を中心に」

研究発表 2 尾上貴行 14:30 ~ 15:15

「戦前のアメリカ西海岸における天理教伝道と日系移民社会」

研究発表 3 野口 茂 15:15 ~ 16:00

「ベネズエラにおける出移民問題の背景」

休憩 16:00 ~ 16:15

記念講演 山倉明弘 16:15 ~ 17:30

「19 世紀末のハワイ併合事件における人種と統治をめぐる問題」

◇天理大学アメリカス学会は、7 月の夏期研究発表会を中止いたしました。年次大会はそのさいにエントリーしておりました会員にお願いして企画いたしました。満を持して、充実した研究発表をお聞かせいただけるものと存じます。

編集後記

◇今号の巻頭言は天理大学名誉教授の角知行会員にご執筆いただきました。角先生は社会学（識字研究・メディア論）を専攻されており、『識字神話をよみとく』（明石書店、2012 年）に続き、『移民大国アメリカの言語サービス—多言語とくやさしい英語〉をめぐる運動と政策』（明石書店、2020 年）を出版されました。多数者にだけ便利な社会ではなく、多様な少数者にも生きやすい社会の構築が急がれる今日、米国の言語サービスに関する角先生の研究は学ぶべきことが多く、指針となります。なお、初の試みとして、ニューズレターに新刊案内の頁を設け、その書評を掲載しました。編集委員会からの急な依頼に迅速に応じてくださった山倉会員に感謝申し上げます。

◇23 号（2018 年）から電子ジャーナル化した『アメリカス研究』の最新号の編集は順調に進んでおります。紙媒体がなくなり寂しさを否めませんが、電子化したことで視認性が高まったことも確かです。思わぬ国や地域から本誌論文が参照・引用されることをひそかに期待しております。

☆新入会員：

橋本 和美（2019 年 4 月入会）

◇当学会の年会費は、一般会員は 5,000 円です（入会金はありません）。なお、一般会員とは別に、賛助会員を募集致しております。賛助会員の会費は年 1 口 3 万円です。

天理大学アメリカス学会ニューズレター

(No. 83 : 2020 年 11 月 9 日発行)

発行者：初谷謙次

〒 632-8510 天理市杣之内町 1050

天理大学アメリカス学会

電話：0743-63-9076

Fax : 0743-62-1965

e-mail: tuaas@sta.tenri-u.ac.jp

<http://www.tenri-u.ac.jp/tngai/americas/>